

# 「伊佐市男女共同参画基本計画（案）」

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）により、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

本市も、社会・経済環境の大きな変化を背景に、多様化・高度化する諸課題に対応し、豊かで活力ある地域をつくるためには、誰もが人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会実現への取り組みが喫緊の課題となっています。

このたび、平成20年11月の合併によって伊佐市が誕生したことを機に、最近の社会情勢の変化や国の新たな男女共同参画基本計画（第3次）（平成22年12月17日閣議決定）に対応した新たな計画を策定することとします。

### 2 計画の性格

- (1) この計画は、法及び鹿児島県男女共同参画推進条例第7条の規定に基づく男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。
- (2) この計画は、法に基づく法定計画である、「男女共同参画基本計画(第2次)」並びに「男女共同参画基本計画(第3次)」を上位計画とし、伊佐市総合振興計画やこれに基づく部門別計画との整合性を図り策定します。
- (3) この計画は、地域の特性を考慮し、市民の意見を反映するため、平成21年度に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」の結果や、市民で構成された伊佐市男女共同参画推進協議会からの提言などを踏まえて策定します。
- (4) この計画は、「伊佐市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に策定します。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度を初年度とする平成32年度までの10年間とし、実施事業については5年間を一区切りとして見直します。その他、社会・経済環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 めざすべき社会

男女共同参画社会の実現によりめざすべき社会は、次のようなものである。

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会

### 2 基本理念

本市は、法（第3条～第7条）の理念に基づき、男女共同参画社会づくりの実現をめざします。

#### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

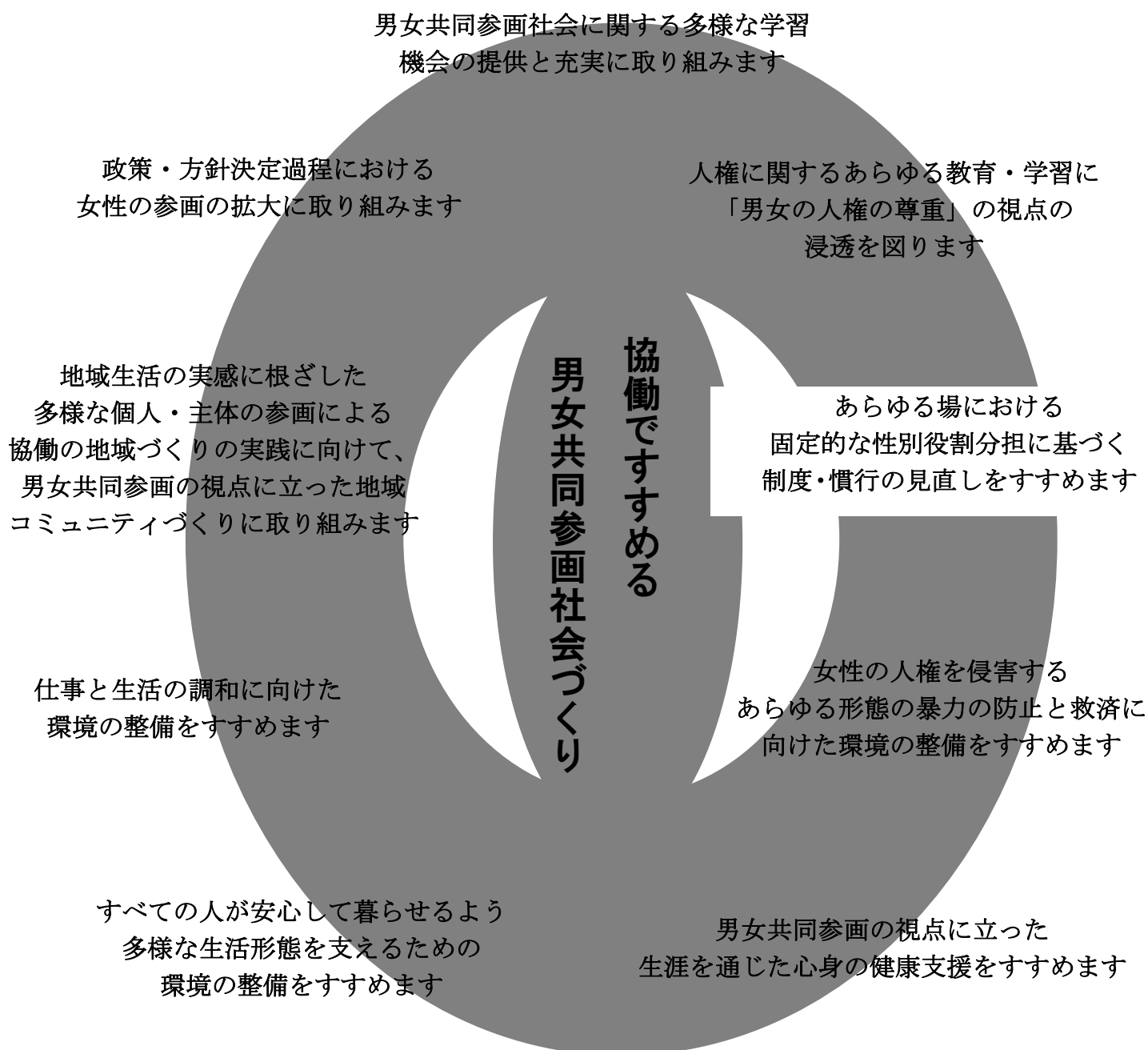
#### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### （国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### 3 重点的に取り組むこと



#### ☆「協働ですすめる男女共同参画社会づくり」とは

\*行政、市民、団体、事業所等がそれぞれの役割を果たしつつ、共に力を合わせて男女共同参画社会づくりに取り組むこと。

## 第3章 計画の推進

### 1 推進体制の整備

この計画に盛り込まれた施策を着実に推進するために、推進体制を充実・強化し、適切な進行管理を行うとともに、市民や事業者の理解を得ながら、行政・市民・事業所が一体となって協働による取り組みをすすめます。

#### (1) 市民との連携・協力した推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、市民による伊佐市男女共同参画推進協議会の意見や提言をはじめ、市民の意向を十分尊重しながら、伊佐市男女共同参画行政推進会議を中心にした市内の連携体制の機能強化を図り、施策の進行管理の徹底を通して、市全体で総合的かつ計画的な取り組みをすすめます。

#### (2) 国・県・近隣自治体・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成の促進に向けては、国際的な動向を捉え、国や県の動きと連動しながらすすめる必要があります。国・県・近隣自治体・関係機関との連携及び協力体制を強化し、本市における計画的な取り組みをすすめます。

#### (3) 地域できめ細やかな男女共同参画の推進を担う人材の養成

市民・自治会・コミュニティ協議会・事業所との協働による推進体制の確立に向け、市民一人ひとりに届く地域に根ざした広報や啓発活動を推進していくために、地域活動推進員をはじめとする地域推進リーダー等の養成を計画的にすすめます。

### 2 計画の総合的推進

#### (1) 男女共同参画基本計画の進行管理

「男女共同参画基本計画」に位置づけられた実施事業の進捗状況を的確に把握するために、進捗状況調査の実施など、計画の点検・評価を行います。

#### (2) 施策策定にあたっての配慮

男女共同参画社会の形成の促進に直接的には関係しない施策も、結果として男女共同参画社会の形成の促進に影響を及ぼす場合があります。市が施策立案し、実施する事業のすべてにおいて、男女共同参画の視点に配慮します。

#### (3) 広報・啓発と情報提供

男女共同参画に関する情報を、市民へ提供します。

# 「伊佐市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画(案)」

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。その被害者は、多くの場合は女性であり、男女の不平等な関係が暴力の背景にあります。本市は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）及び県の配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画に基づき、すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野に平等に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして取り組みをすすめています。

個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げる配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。

配偶者等からの暴力の根絶に向けては、国・県及び関係機関・団体と連携を図りながら、一体となって取り組みをすすめるとともに、市民一人ひとりが、暴力を許さない地域社会づくりに努めることが重要であり、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への適切な保護に関する取り組みを、総合的・体系的に推進するための計画として「伊佐市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定します。

### 2 計画の性格

- (1) この計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として策定します。
- (2) この計画は、地域の特性を考慮し、市民の意見を反映するため、平成21年度に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」の結果や、市民で構成された伊佐市男女共同参画推進協議会からの提言などを踏まえて策定します。
- (3) この計画は、「伊佐市総合振興計画」との整合性を図るとともに「伊佐市男女共同参画基本計画」と一体的に策定します。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度を初年度とする平成32年度までの10年間とし、実施事業については5年間を一区切りとして見直します。ただし、「配偶者暴力防止法」が改正された場合や、国が示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合、あるいは改正すべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 めざすべき社会

「暴力をゆるさない、安全・安心な地域社会の創造」

### 2 基本理念

本市は、「配偶者暴力防止法」及び「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づいた取り組みをすすめます。

いかなる場合でも暴力は許されず、誰もが、安心して暮らせる環境のもと、人生を豊かに生きる権利を有しています。

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権を侵害する行為であり、社会的な問題です。配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性です。その背景には社会全体として根強く残る男女の固定的な役割分担意識や、男女の不平等な関係があります。

配偶者等からの暴力の根絶に向けては、人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。いかなる暴力も許さない社会づくりと、被害を受けたすべての人が人権を尊重され、適切な支援を受けることができ、安全で安心して自立した生活をおくることができる社会の実現をめざします。

### 3 重点的に取り組むこと

#### I 暴力を許さない意識づくり

- 1 あらゆる暴力を許さない人権教育と広報・啓発の推進
- 2 配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るための啓発や情報提供
- 3 配偶者等からの暴力に対する理解の促進
- 4 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

#### II 安心して相談できる体制づくり

- 1 相談体制の整備と充実
- 2 相談員等の支援に携わる人材の養成
- 3 相談者の立場に立った関係機関等との連携の強化

#### III 被害者の安全確保と保護

- 1 被害者の早期発見と安全確保
- 2 通報・通告制度による被害者の保護
- 3 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
- 4 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
- 5 配偶者等からの暴力の早期発見と未然防止のための仕組みづくり

#### IV 被害者の自立を支援するための体制づくり

- 1 安全で安心して暮らすための住宅確保の支援
- 2 安全で安心して生活するための就労支援
- 3 心身の健康の回復に対する支援